

総合計画を下支えし、国土強靱化に係るその他の計画の指針となる。

# 島田市国土強靱化地域計画 - 概要版 -

2018年度～2025年度を対象  
(原則、4年毎見直し)

## 策定の趣旨

人口減少・少子高齢化が進行する中で、持続的発展を遂げ、総合計画が目指す島田市の将来像を実現するために、国土強靱化の観点から防災・減災のみならず、復旧・復興を見据えた市の戦略的取組を体系化する。

## 基本理念

島田市は、防災・減災と地域発展を両立させる国土強靱化の趣旨を踏まえ、「笑顔あふれる安心のまち 島田」の実現に向けて、強くしなやかな地域づくりを進める。  
この際、県中部圏域の防災・減災及び復旧・復興の主たる拠点としての役割を考慮する。

## 基本目標

- 1 人命が最大限保護されること。
- 2 市及び地域社会の重要な機能が致命的な損害を受けずに維持されること。
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること。
- 4 復旧・復興をいち早く成し遂げること。
- 5 県中部圏域の防災・減災及び復旧・復興の主たる拠点としての役割を果たすための基盤を強化すること。

複合的・長期的視点、ハード・ソフト対策の最適組み合わせ、「縮充」の考え方の取り込み、市民協働・機関・地域連携、人材育成・活用等に配慮

## 強く、しなやかな島田市まちづくり計画 ～「笑顔あふれる安心のまち 島田」を目指して～

市長を本部長とする「島田市国土強靱化推進本部」を設置して、取組を推進



## 起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)

## 脆弱性評価 (現状分析と課題抽出)

## 脆弱性評価結果に基づく重要課題(6つの視点)

- 1 事前復興の視点を取り入れた安全・安心で魅力ある地域づくり
- 2 ソフト対策とハード対策の効果的な連携
- 3 広域災害に備えた地域防災力の強化、民間との連携
- 4 行政機能、情報通信、警察・消防等による救助・救急活動の確保
- 5 地域交通ネットワークの機能及び代替性の確保
- 6 発災後の地域社会、経済の早期再建・回復

## 事前に備えるべき目標

- 1 大規模自然災害が発生した場合でも、人命が最大限保護される。
- 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動及び救援活動が迅速に行われる。また、それが極めて困難な場合でも最低限必要な対応ができる。
- 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。
- 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。
- 5 大規模自然災害が発生したときでも、救助・救急、消火、医療活動等の救援活動、住民の避難行動、広域応援部隊の行動及び救援物資等の輸送活動をより円滑に行うための態勢(物的・人的基盤)を早期に確保する。
- 6 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない。
- 7 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に最低限必要な電気、ガス、上下水道、燃料等のライフライン及び通信、交通ネットワーク等のインフラを確保するとともに、これらを努めて早期に復旧させる。
- 8 人命確保に致命的影響を及ぼす制御不能な二次災害を発生させない。
- 9 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を努めて早い段階で整備する。
- 10 防災、減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくりが実現される。
- 11 復旧・復興段階で、県、広域応援部隊及び近隣市町との連携の拠点として活動し、県全体の復旧・復興に寄与する。

## 施策分野ごとの推進方針

## プログラム推進のための主要な取組

# 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

- 11の事前に備えるべき目標
- 63のリスクシナリオ
- 16の重点化すべきプログラムに係るリスクシナリオ(※網掛け部分)

1	大規模自然災害が発生したときでも、人命が最大限保護される
	1 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
	2 地震等による土砂災害や堤防決壊等による死傷者の発生
	3 台風・豪雨等に伴う洪水による死傷者の発生及び広域かつ長期的な浸水
	4 台風・豪雨等に伴う大規模な土砂災害の発生による死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急・医療活動及び救援活動が迅速に行われる。また、それが極めて困難な場合でも最低限必要な対応ができる
	1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2 避難経路や救援ルートの途絶等による、多数かつ長期にわたる孤立集落や孤立住民等の同時発生
	3 警察、常備消防、自衛隊等の被災地への進出困難による救助・救急活動力の絶対的不足
	4 消防団員の被災、道路の閉鎖・浸水、ボンプ車の故障、防火水槽・消火栓の損壊等により、消防団の機能発揮が困難
	5 住民の多数被災、自主防災組織等による、自主防災組織としての救援・消火活動が殆どできない事態の発生
	6 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	7 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者(観光客を含む)への水・食料等の供給不足
	8 医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	9 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	10 避難所施設の被災や避難所運営体制構築の遅れにより、避難所運営が円滑にできない、安全が確保できない状況の発生市外避難者の増大や想定外の避難者発生に伴う避難所の施設の絶対的不足
	11 医療施設が被災、医療スタッフ不足、患者数の急激な増大により、患者の応急看護活動の実施が困難
	12 市民病院が医師等の医療スタッフや医療器材・医薬品不足により、救護病院としての機能を発揮できない
13 福祉避難所開設のための支援スタッフや救援物資提供の遅延により、民間社会福祉施設を活用した福祉避難所の開設ができない	
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
	1 防災拠点となる公共施設・車両・器材等の被災による行政機能の大幅低下(本庁舎、おたる、消防署、車両・器材等)
	2 市職員等の被災による行政機能の大幅低下
	3 市の出先機関の被災による行政機能の大幅低下
	4 警察等、国・県の出先機関の機能低下に伴う大規模な交通マヒの発生、信号機故障等による交通事故の大量発生
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
	1 電力供給停止、同報無線設備、ネット回線の被災等による情報通信手段の機能発揮が困難
	2 テレビ・ラジオ報道、ネット配信の中断、電話不通等により、市民や関係機関に情報が伝達できない
	3 高齢者等の災害弱者の情報獲得手段が限られていることによる重要情報伝達への不備
5	大規模自然災害が発生したときでも、救助・救急、消火、医療活動等の救援活動、住民の避難行動、広域応援部隊の行動及び救援物資等の輸送活動をより円滑に行うための態勢(物的・人的基盤)を早期に確保する
	1 幹線道路・橋りょうの被災により、緊急輸送ルートの確保が困難
	2 緊急輸送ルートの開設を担当する建設業者の被災による緊急輸送ルート確保の大幅な遅延
	3 物資集積所施設の被災、人員配置や器材の不足による救援物資の受入・集積・配分体制構築の遅延
	4 各地区での救援体制(地区対策本部体制等)構築未実施により、避難所から個々の被災者への救援物資配分等が確実に実施できない
	5 広域応援部隊の集結予定地区の被災による使用困難
6 緊急ヘリポートの被災、避難者の集合、アクセス道路の閉鎖、要員配置の不足による使用困難	
6	大規模自然災害発生直後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない
	1 サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の停滞
	2 社会活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	4 基幹交通ネットワーク(陸上、航空)の機能停止
	5 食料、水等の安定供給の停滞
6 事業再開に必要な人的資源、資金の不足	
7	大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に最低限必要な電気、ガス、上下水道、燃料等のライフライン及び通信、交通ネットワーク等のインフラを確保するとともに、これらを努めて早期に復旧させる
	1 電力供給ネットワーク(発電電源、送電設備)や石油・LPGガスサプライチェーンの機能停止
	2 上下水道・ごみ処理等のライフライン・生活インフラ関連施設・設備の被災による長期間の機能停止
	3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	4 地域交通ネットワークが分断する事態
	5 応急仮設住宅等の住宅支援対策の遅延による避難生活の長期化
6 被災者へのきめ細やかな支援の不足による心身の健康被害の発生	
8	人命確保に致命的影響を及ぼす制御不能な二次災害を発生させない
	1 風評被害等による地域経済等の甚大な影響
	2 原子力発電所の事故による放射性物質の放出
	3 大規模火災による多数の死傷者の発生
	4 連続地震、土砂災害等の複合災害による多数の死傷者の発生
5 感染症の大規模発生等による関連死の多数発生	
9	大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を努めて早い段階で整備する
	1 大量に発生する災害廃棄物の処理や遗体措置の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	3 高速道路や鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	4 被災者の住居(仮設住宅・みなし仮設住宅・復興住宅)や職の確保ができず生活再建が大幅に遅れる事態
	5 道路路網や住宅建設等に必要技術系職員等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
6 住宅被害調査や防災証明発行業務が遅延し、生活再建が大幅に遅れる事態	
10	防災、減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくりが実現される
	1 企業・住民の流出等による地域活力の低下
	2 限界集落の発生等による地域防災力の低下
	3 農地、森林等の荒廃による災害リスクの助長
	4 放置された空き家や公共施設等の管理不足による災害リスクの助長
11	復旧・復興段階で、県、広域応援部隊及び近隣市町との連携の拠点として活動し、県全体の復旧・復興に寄与する
	1 緊急輸送ルートの確保が遅延し、防災拠点となる富士山静岡空港や広域応援部隊が集結する大井川緑地へのアクセス道路や活動拠点となる地域が自由に使用できない事態の発生
	2 広域応援部隊が使用する燃料等の調達市の需要と競合し、円滑な救援行動を支援を来す事態の発生
	3 市外からの一時避難者の受け入れ態勢が確保できない事態の発生

# 施策分野ごとの推進方針

- 【1】 防災・福祉・健康
  - 〈1〉 危機管理体制
    - (1) 大規模災害対応計画・関連マニュアルの継続整備・検証
    - (2) 災害対策本部機能等、緊急対応体制の充実強化
    - (3) 災害情報収集・処理機能の強化
    - (4) 情報伝達機能の充実強化
    - (5) 緊急物資、防災資機材の蓄えな整備
    - (6) 各種防災関係機関等との連携強化、広域受援態勢の整備
    - (7) より実践的・総合的な防災訓練の実施
    - (8) 災害対応の中心となる人材育成
    - (9) 複合災害時における広域避難体制の整備
  - 〈2〉 地域防災力
    - (1) 自主防災組織の機能充実
    - (2) 避難所運営体制の充実、地区救援体制の構築促進
    - (3) 地域の災害対応能力の向上
    - (4) 緊急物資、防災資機材の蓄えな整備
    - (5) 木造住宅耐震化等、家庭での安全空間の確保の取組促進
    - (6) 地区活動拠点の整備
    - (7) より実践的な地域防災訓練の実施
    - (8) 地域防災の担い手となる人材の育成
    - (9) 土砂災害対策
      - 〈3〉 土砂災害対策
        - (1) 土砂災害防止施設の整備促進
        - (2) 土砂災害警戒区域の指定に伴う警戒避難体制の整備等
      - 〈4〉 水防対策
        - (1) 洪水防止のための河川整備及び洪水調整施設等の整備の蓄えな進捗
        - (2) 洪水警戒避難体制の整備等
        - (3) 農業用排水施設等の整備・補強
      - 〈5〉 消防
        - (1) 防火設備の蓄えな整備
        - (2) 消防団体制の整備、対応能力向上
        - (3) 消防広域化に伴う静岡市消防局との連携体制強化等
  - 〈3〉 医療・救援
    - (1) 救護病院、災害拠点病院機能の充実
    - (2) 救護病院、救護所等の災害医療体制の充実
    - (3) 支援スタッフの確保・支援体制の構築
    - (4) 医療関係機関、広域応援組織との連携強化
      - 〈7〉 要配慮者支援
        - (1) 福祉避難所の開設・運営体制整備
        - (2) 民間社会福祉施設への支援
        - (3) 避難行動要支援者名簿の蓄えな整備
        - (4) 地域支援体制との連携強化
        - (5) 緊急輸送路等の整備・耐震対策
        - (6) 避難所等での情報通信機能確保
        - (7) 陸路・空路の多様なモードの連携によるネットワークの強化
      - 〈8〉 ライフライン
        - (1) 上下水道の基幹施設の耐震化
        - (2) 上下水道の断水に備えた応急給水体制の確保
        - (3) 下水道施設の耐震化等
        - (4) 下水道業務継続計画(下水道BCP)の策定推進
        - (5) ライフラインの耐震化、代替エネルギー確保の促進と各機関等との連携強化
      - 〈9〉 遺体措置
        - (1) 遺体措置体制の整備
        - (2) 生活再建支援
        - (3) 生活再建相談体制の充実
  - 〈4〉 通信
    - (1) 社会福祉協議会との連携強化
    - (2) ボランティア受入態勢の整備
      - 【2】 子育て・教育
        - 〈1〉 子育て支援
          - (1) 乳幼児保育施設の安全確保体制強化
          - (2) 子育て中の親に対する防災活動支援の充実
        - 〈2〉 義務教育
          - (1) 学校施設の耐震化等促進
          - (2) 学校給食センターの災害対応体制の整備促進
        - 〈3〉 学校防災計画の蓄えな整備
        - (4) 学校防災教育・訓練の充実
          - 〈3〉 社会教育
            - (1) 学校防災教育・訓練の活性化
          - 〈4〉 地域連携
            - (1) 業務継続に必要な体制整備
            - (2) 行政の重要データ保持の強化
      - 【3】 経済・産業
        - 〈1〉 雇用
          - (1) 商工会議所、商工会等の市内経済団体との協力体制の構築
          - (2) 労働力の迅速な確保のための就労相談制度の整備
        - 〈3〉 震災時に活用できる融資制度の整備
        - (4) 雇用対策
          - 〈2〉 事業所
            - (1) 事業所施設の耐震化、防火体制・避難体制の整備促進
            - (2) 事業所等における緊急物資備蓄、帰宅困難者への情報提供
            - (3) 事業所における地震防災応急計画及びBCPの策定の促進
          - 〈3〉 産業施設
            - (1) 工場や事業所等の設備からの出火、爆発(ばいじん)・有害物質等の流出に対する対策の推進
    - 【4】 緊急支援物資
      - (1) 緊急支援物資の受入体制の整備
      - (2) 緊急支援物資の搬送体制の整備
      - 〈5〉 観光
        - (1) 観光施設での安全確保体制の整備
        - (2) 観光客への防災情報の提供体制の整備
        - (3) 観光客(帰宅困難者)の避難体制の確保
      - 【4】 環境・自然
        - 〈1〉 エネルギー
          - (1) 分散型エネルギーシステム
        - 〈2〉 農地・森林等整備
          - (1) 農地・森林施設等の地域資源の適切な保全管理、農業用灌漑設備の整備促進
          - (2) 森林の多面的機能の向上
        - 〈3〉 被災者支援
          - (1) 被災者の住宅支援体制の整備
          - (2) 空き家対策の蓄えな推進
        - 〈4〉 防犯
          - (1) 災害時の治安確保の仕組み構築
          - (2) 交通環境
            - (1) 民間事業者の協力を活用した交通網断絶の回避
            - (2) 災害廃棄物処理体制の構築
            - (3) 生活ゴミ処理体制の構築
          - 〈7〉 動物愛護
            - (1) 災害時の動物救護体制等の整備
            - (2) 災害時の家畜の措置体制の整備
        - 【5】 歴史・文化・地域
          - 〈1〉 情報発信
            - (1) 観光、農業等の需要回復に向けた安全性の情報発信
            - (2) 文化財の保護・活用
          - 〈2〉 地域政策
            - (1) 地域連携網の形成
            - (2) 空き家の利活用
            - (3) 多文化共生
          - (1) 外国にに対する危機管理対策
            - 【6】 都市基盤
              - 〈1〉 交通ネットワーク
                - (1) 公園等の避難地及び幹線避難路の整備
                - (2) 災害時の迂回路となる農道、林道の整備・改良
                - (3) 広域幹線道路等の防災機能強化
                - (4) 緊急輸送路等の整備・耐震対策
                - (5) 道路路開体制の整備
                - (6) 鉄道路線橋等の長寿命化修繕
                - (7) 陸路・空路の多様なモードの連携によるネットワークの強化
              - 〈2〉 ライフライン
                - (1) 上下水道の基幹施設の耐震化
                - (2) 上下水道の断水に備えた応急給水体制の確保
                - (3) 下水道施設の耐震化等
                - (4) 下水道業務継続計画(下水道BCP)の策定推進
                - (5) ライフラインの耐震化、代替エネルギー確保の促進と各機関等との連携強化
              - 〈3〉 通信
                - (1) 孤立地域における通信手段の確保
                - (2) デジタル化に対応した防災通信ネットワークシステムの整備・運用
                - (3) 都市
                  - (1) 震災復興のための都市計画行動計画の推進
                  - (2) 内陸・中山間地の革新
                  - (3) 公園緑地の整備
                - 〈5〉 地籍調査
                  - (1) 地籍調査の推進
                  - (2) 社会資本の長寿命化
                - 【7】 行政
                  - 〈1〉 行政機能
                    - (1) 業務継続に必要な体制整備
                    - (2) 行政の重要データ保持の強化
                  - 〈3〉 インターネット回線の維持
                  - (4) 避難所等での情報通信機能確保
                - 〈2〉 施設・資機材
                  - (1) 公共施設等の適正管理の推進
                  - (2) 防災拠点となる公共施設及び多数の者が利用する大規模な建築物の耐震化、防火体制・避難体制の強化
                  - (3) 防災拠点となる公共施設の機能強化
                  - (4) 避難所の安全確保
                  - (5) 避難所として使用できる施設の把握、確保及び整備
                  - (6) 燃料の備蓄体制の強化
                  - (7) 車両、資機材等装備器材の防災機能・管理体制の強化
                  - (8) 広域避難所等の防災拠点施設における非常用電源、燃料の確保

島田市国土強靱化地域計画策定の背景（前提事項）

| 国土強靱化地域計画策定の目的、計画の位置付け等 |  |
|-------------------------|--|
| 国土強靱化が目指すもの             | 想定外とも言える大規模自然災害等に対して、とにかく人命を守り、また経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ（強靱さ）」を備えた国土、経済社会システムを構築すること。   |
| 計画の策定目的・期待効果            | 人口減少社会、少子高齢化社会を迎える中で持続的発展を遂げ、第2次島田市総合計画（総合計画）が目指す島田市の将来像を実現するために、国土強靱化の観点から防災・減災のみならず、復旧・復興を見据えた市の戦略的取組を体系化する。<br>これにより、個々の事業の進捗管理や総合計画と連動した総合的な取組を容易にすると共に、個別事業に必要な予算確保を容易にする効果が期待される。  |
| 国土強靱化の取組の進め方            | 1 「より強く、よりしなやか」になるために、脆弱性を評価し、計画的な施策を実施する。<br>2 これまで以上にソフト対策を重視して、災害リスクや地域の状況等に応じて、ソフト対策とハード対策を適切に組み合わせて効果的に取り組む。<br>3 人口の減少等による市民の需要の変化や社会資本の老朽化等を踏まえた施策を重点化する。<br>4 平常時でも有効に活用できる工夫をする。<br>5 自助、共助、公助を組み合わせ、国、県、近隣市町と住民、民間企業が連携し、役割分担して取り組む。<br>6 正しく理解し行動できるよう防災教育などのリスクコミュニケーションに取り組む。 |
| 計画の位置付け等                | 1 総合計画の下位にあり、これを下支えする計画。<br>2 基本的に大規模自然災害を対象とする。<br>3 計画対象期間は、総合計画と同じ8年間とする。   |

島田市国土強靱化地域計画の記述内容の考え方

| 第1章 基本的な考え方            |   |
|------------------------|---|
| 1 島田市の国土強靱化に向けたこれまでの取組 | 国土強靱化地域計画策定の目的を踏まえ、これまでの取組をベースとしつつ、速やかな復旧・復興を見据えた部分を加えること、欠落部分を補完すること、総合計画との整合を図ることの観点で体系化するために、これまでの取組（現状）を明らかにする。 |
| 2 島田市国土強靱化地域計画策定の趣旨    | 総合計画の下位計画（下支えする計画）としての位置付けを踏まえつつ、島田市国土強靱化地域計画の根拠となる国・県の計画を明らかにし、計画策定の目的と期待効果を述べる。                                   |
| 3 基本理念                 | 総合計画が目指す島田市の将来像実現を目的として、「強く、しなやかな地域づくり」に取組む基本姿勢を明らかにする。この際、島田市の独自の役割を明記する。  |
| 4 基本目標                 | 基本理念を踏まえた、「強く、しなやかな地域づくり」の達成絵姿を明らかにする。  |
| 5 事前に備えるべき目標           | 基本目標達成（実現）のために、島田市の自然災害に係る特性等を考慮して、具体的に達成すべき目標を明らかにする。  |
| 6 特に配慮すべき事項            | 「国土強靱化の取組の進め方」を念頭に、島田市のこれまでの取組、自治基本条例の制定動向、新総合計画・国土利用計画島田市計画策定及び財政事情等、強靱化の取組推進に当たって、特に配慮すべき事項を整理する。                 |
| 7 対象とする災害              | 国や県の計画との整合を図る観点から、基本的に大規模自然災害を対象とした計画とすることを明記する。  |
| 8 計画の位置付け              | 総合計画との関係及び国土強靱化に係る市の他の計画との関係を明確にする。   |
| 9 計画の対象期間等             | 総合計画の計画期間と同一とすること及び計画見直しについて明記する。   |

| 第2章 リスクシナリオ及び脆弱性評価に基づく重要課題                 |  |
|--|--|
| 1 「事前に備えるべき目標」に対する「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ） | 島田市の自然災害リスク（南海トラフ地震の第4次被害想定、洪水ハザードマップ、過去の災害事例、近年の激甚化する災害特性等）を考慮し、「事前に備えるべき目標」の達成を阻害する最悪のシナリオ（目標達成ができていない場合の様相）を具体的に列挙する。   |
| 2 脆弱性評価に基づく配慮すべき重要課題                       | ① 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するために必要な方策を、事前防災、減災及び迅速な復旧復興等に資する観点から列挙する。<br>列挙した方策について、現状（努めてデータで把握）を踏まえて取組みが必要となる課題を整理する。<br>これらのリスクシナリオごとの最悪の事態回避のための方策・課題を整理したものを「プログラム」とし、「別紙第1プログラムごとの脆弱性評価結果」として整理する。<br>② この中で、「第1章 基本的考え方」、島田市の災害特性を踏まえた課題や複数のプログラムに共通する課題などを考慮し、取組を推進するうえで特に配慮すべき重要課題を明らかにする。<br>この際、県の国土強靱化地域計画との整合を考慮するとともに、島田市の特性（役割）を踏まえ、6つの項目に区分して、重要課題を整理する。 |

| 第3章 島田市国土強靱化の推進方針 |  |  |
|-------------------|--|--|
| 1 施策の分野           | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するために解決すべき課題を踏まえ、第1章で明らかにした <b>基本目標を達成するための施策の分野を設定する</b> 。<br>これは、総合計画との整合させるために、 <b>第2次総合計画の施策の分野と同一の7つの分野とする</b> 。 |  |
| 2 施策分野ごとの推進方針     | 防災・福祉・健康   | 危機管理体制、地域防災力、土砂災害対策、水害対策、消防、医療・救護、要配慮者支援、被災者医療・健康支援、遺体措置、生活再建支援、ボランティア |
|                   | 子育て・教育   | 子育て支援、義務教育、社会教育、地域支援   |
|                   | 経済・産業  | 雇用、事業所、産業施設、緊急支援物資、観光  |
|                   | 環境・自然  | エネルギー、農地・森林等整備、被災者住宅支援、防犯、交通環境、災害廃棄物、ペット・家畜                            |
|                   | 歴史・文化・地域   | 情報発信、地域対策、多文化共生  |
|                   | 都市基盤   | 交通ネットワーク、ライフライン、通信、都市、地積調査、公共事業、社会資本の長寿命化                              |
| 行財政               | 行政機能、施設・資器材  |  |

| 第4章 計画の推進     |  |
|---------------|--|
| 1 市の他の計画等の見直し | 国土強靱化に係る <b>市の他の計画との関係を踏まえ、計画を見直す場合の国土強靱化地域計画との整合</b> について明記する。  |
| 2 本計画の見直し     | 総合計画との関係を踏まえ、 <b>8年間を計画対象期間とし、前期4年での見直し</b> ことを明記する（総合計画後期基本計画策定期間に合わせる）。  |
| 3 具体的取組の推進    | 「別紙第2 プログラム推進のための主要な取組」に記載した <b>事業の進捗管理</b> について明記する。  |
| 4 プログラムの重点化   | 限られた財源の中で、効果的・効率的に国土強靱化の取組を進めるために、施策の優先順位を明らかにする必要がある。<br>そのため、「別紙第1 プログラムごとの脆弱性評価結果」で整理した63の起きてはならない最悪の事態ごとのプログラムの内、 <b>緊急度、重要度（基本的な考え方や総合計画との整合、住民の安全確保へのリスクの大きさ）、費用対効果、県の重点プログラムとの関係等を総合的に判断して、重点プログラムを選定する</b> 。 |

| 第5章 プログラム推進のための主要な取組 |   |
|----------------------|---|
| ①                    | 主要な取組としての <b>事業リスト列挙の基本的な考え方</b> を記述する。<br>⇒地震対策アクションプログラムに掲載している事業、総合計画前期基本計画に掲載している事業、その他の関連計画に掲載している事業、 <b>島田市国土強靱化地域計画策定作業を通じて、構想し、今後の各種計画で掲載しようとしている事業等</b>  |
| ②                    | 具体的な事業リストは、「別紙第2 プログラム推進のための主要な取組」として整理する。また、今後の各種計画に掲載しようとしている事業等については、「別紙第3 プログラム推進のために引き続き検討すべき課題」として整理する。<br>事業リストの項目区分・様式は、県の国土強靱化地域計画との整合を図るために、以下の通りとする。<br>ア 項目区分<br>リスクシナリオに列挙した <b>63の起きてはならない最悪の事態</b> に区分して整理する。<br>イ 様式<br>「別紙第1 プログラムごとの脆弱性評価結果」で整理した方策や課題を踏まえ、以下の項目に基づき事業としてリストに記述する。<br>[一連番号、取組内容（事業内容）、指標、目標値、平成29年度末実績、達成時期及び担当課]<br>尚、「別紙第3 プログラム推進のために引き続き検討すべき課題」については、構想段階である事から取組内容（事業内容）、指標、担当課までの記述とする。 |